

当麻小学校いじめ防止基本方針

令和5年3月改訂
当麻町立当麻小学校

※いじめ防止特別委員会(学校いじめ対策組織)→以下いじめ防止特別委員会

1 趣旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

基本的な方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、国・道・当麻町教育委員会の基本方針を受け、当麻町内の小中学校・家庭やその他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条の規程に基づき、いじめの防止等(いじめの防止・いじめの早期発見及びいじめの対処)のための対策を総合的かつ効果的に策定する。

2 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活をおくり、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくすることを旨として行わなければならない。

全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、その他の関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

いじめを受けた児童にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童にいじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとするいじめの芽が生じいじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。

児童が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

3 主な年間の取組

【1学期】

- いじめ防止特別委員会
- いじめ防止基本方針の公表
- いじめに係るアンケート
- 生徒指導交流会
- 児童会によるはたらきかけ
- 保護者面談
- 参観日
- 人権教室・情報モラル講習会
- 運動会

【2学期】

- いじめ防止特別委員会
- いじめに係るアンケート
- 生徒指導交流会
- 児童会によるはたらきかけ
- 参観日
- 学習発表会

【3学期】

- いじめ防止特別委員会
- 参観日
- 卒業式

【通年】

- いじめ早期発見のためのチェックリストの活用

4 いじめ防止等特別委員会及び第三者委員会

【いじめ防止等特別委員会】

- ◎校長・教頭
- ☆生徒指導部長
- 教務主任
- 各学年主任
- 該当担任
- ※PTA役員

生徒指導部 —— 各担任

児童会

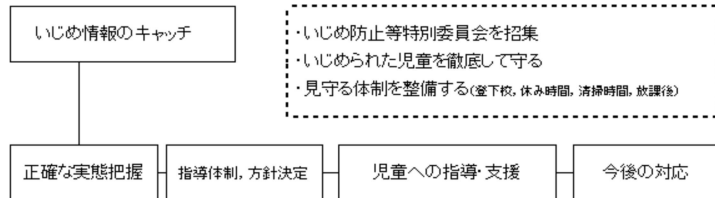
PTA

※事案によっては調査班、対応班などを編成し柔軟に対応する。
※いじめ防止等特別委員会での内容や事案に対するの対応は職員会議で報告し、周知徹底を図る。

【第三者委員会】

- ・当麻町教育委員会
- ・当麻町スクールカウンセラー
- ・福祉課
- ・民生委員児童委員
- ・当麻駐在所、宇園防駐在所
- ・その他

5 いじめ発生時の対応



いじめ防止対策推進法より(参考)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又はいじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者による構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

当麻小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

基本的な方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、国・道・当麻町教育委員会の基本方針を受け、当麻町内の小中学校・家庭やその他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規程に基づき、いじめの防止等（いじめの防止・いじめの早期発見及びいじめの対処）のための対策を総合的かつ効果的に策定する。

いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活をおくり、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくすることを旨として行わなければならない。

全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、その他の関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

いじめを受けた児童にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童にいじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとするいじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。

児童が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持ち、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

I いじめに問題に対する基本的な考え方

1 いじめとは

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめの理解

◇いじめを理解するに当たっては、次の点に留意する。

- ① いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- ② インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ③ 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下、「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

- ④ 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童」、「東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ⑤ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

Ⅱ 学校と家庭(保護者)の責務及び地域の役割

いじめの防止等のための対策を進めるため、全ての児童の自己有用感や自己肯定感を育成する取組を、学校だけでなく、家庭、地域住民、行政その他の関係者相互の連携協力の下、社会全体で進める。

(1) 学校及び学校の教職員の責務【条例第6条】

ア 学校の責務

学校においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める。

- 学校は、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力、自らいじめを解決し、粘り強くたくましく生きていくことができる力を育てる。
- 学校は、児童の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- 学校は、児童が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめたとされる児童に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

- 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

イ 教職員の責務

教職員においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める。

- 教職員は、児童理解を深め、信頼関係を築き、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努める。
- 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は速やかに、「学校いじめ対策組織」に対し当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って、報告・記録し、学校の組織的な対応に繋げる。
- 教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童を徹底して守り通す。
- 教職員は、児童に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける。

(2) 保護者の責務【条例第7条】

家庭は、児童にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童の教育に関し第一義的な責任を有している。

保護者においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれる。

- 保護者は、その保護する児童に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- 保護者は、その保護する児童の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせる。
- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、

児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。

- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- 保護者は、その保護する児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情等を十分に理解し、対応するよう努める。
- 保護者は、その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童を見守り支える。

(3) 地域の役割【条例第8条】

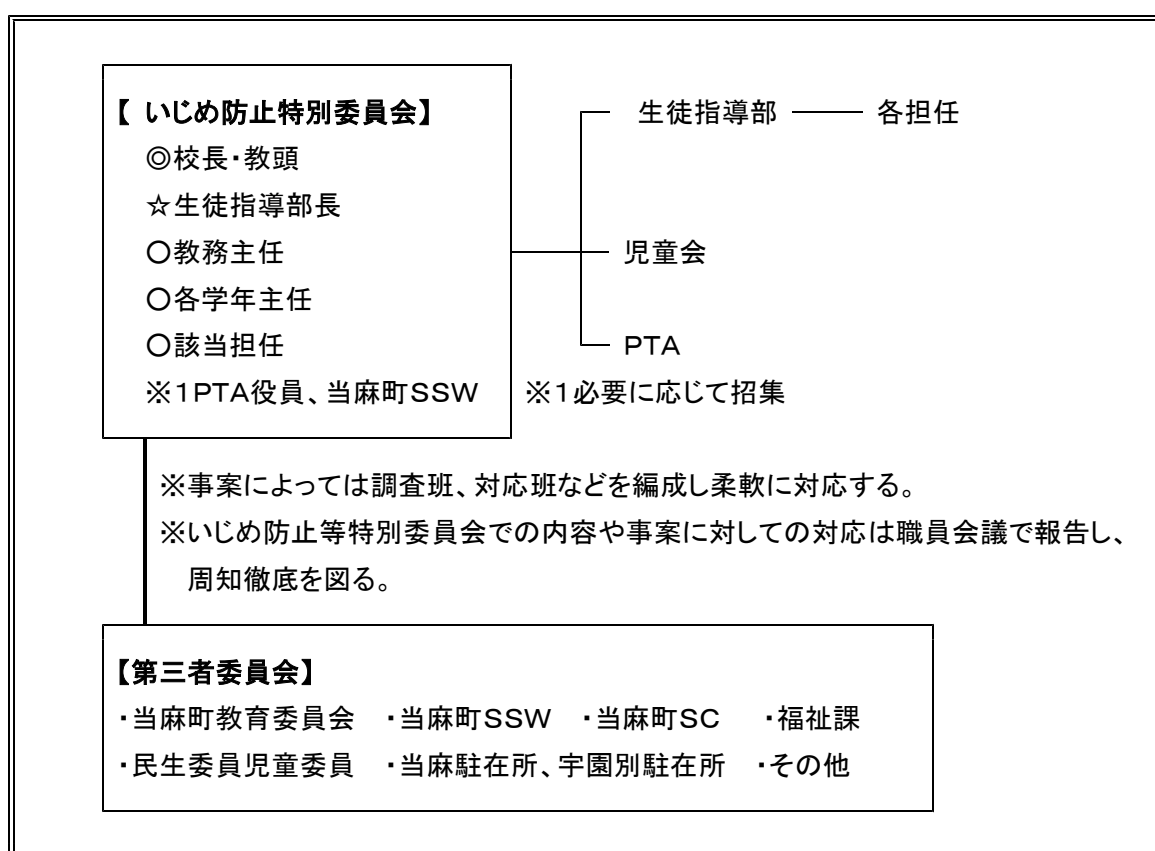
道民及び事業者⁵においては、条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれる。

- 道民及び事業者は、日頃から、児童が様々な機会を通じて学校外の人間関係を形成し、自分の役割や存在を感じることができるよう、児童が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等とが連携する既存の組織等を活用するなどして提供する。
- 道民及び事業者は、児童の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、児童が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。
- 道民及び事業者は、地域の学校等と連携を図り、地域における児童の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深める。
- 道民及び事業者は、児童に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。
- 道民及び事業者は、児童がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童の抱える問題の解消に努める。
- 道民及び事業者は、中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努める。
- 道民及び事業者は、就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。

Ⅲ いじめ防止等への組織的対策

いじめ問題への取組に当たっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。そのためには、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

1 いじめ防止等特別委員会及び第三者委員会



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

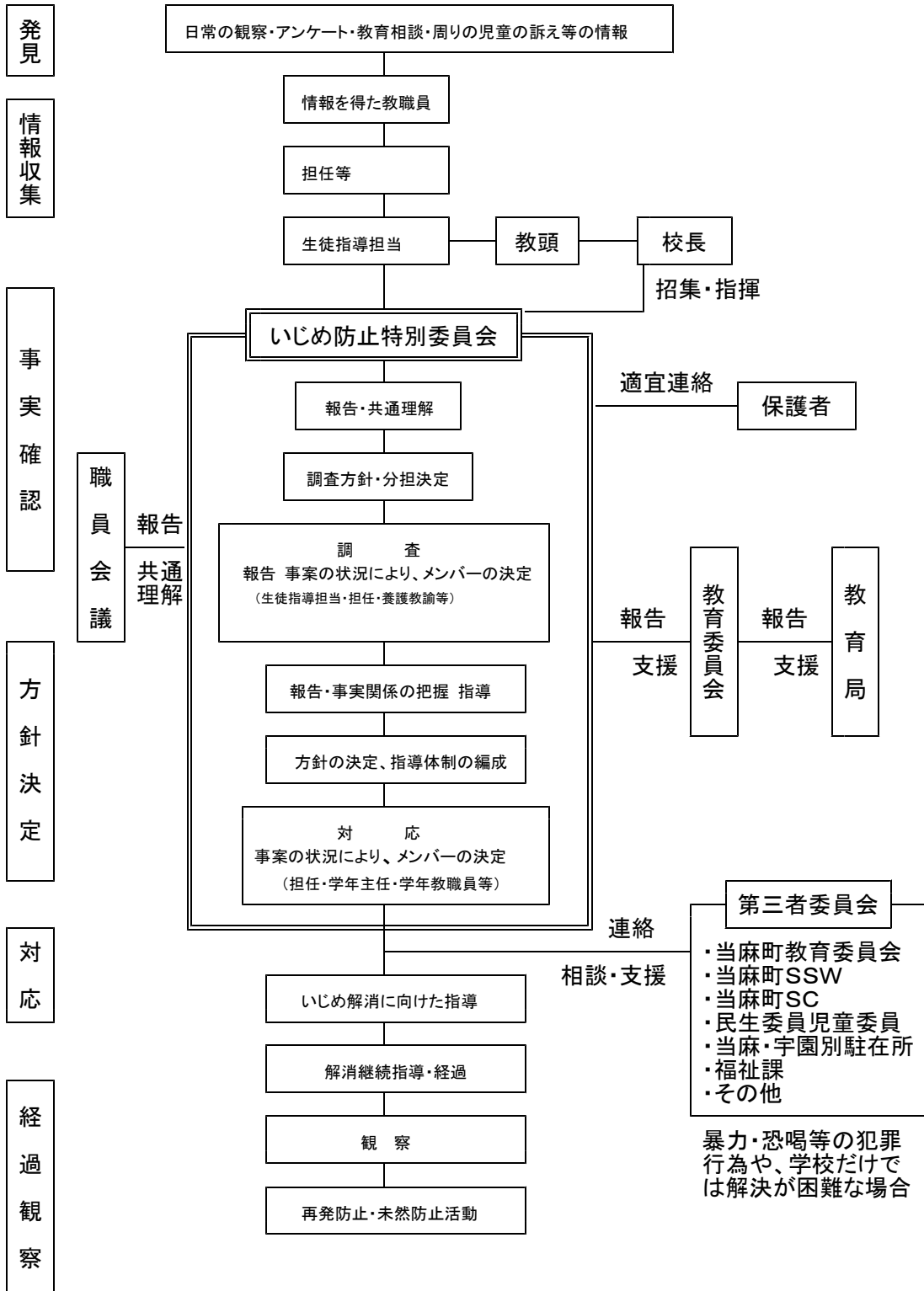
※いじめの解消に向けて取り組むに当たっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

【犯罪行為があった場合】

- 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決に当たる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

2 いじめが起こったときの組織的対策

校長のリーダーシップによる迅速な初期対応



IV いじめの未然防止

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象にしたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

1 児童たちや学級の様子を知るためには

(1)教職員の気づきが基本

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童たちと場を共にすることが必要である。その中で、児童たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

(2)実態の把握方法

児童個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、いじめ早期発見のためのチェックリストの活用や児童たち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、児童のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する児童の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引継ぎを行う必要がある。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりためには

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。児童は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対して愛情を持ち、配慮を要する児童を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となっていく。

(1)児童のまなざしと信頼

児童は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何げない言動が、児童を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

(2)心の通い合う教職員の協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

(3)自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、児童を成長させる。また、教職員の児童への温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、児童は大きく変化する。

(4)体験教育の充実

- ① 生徒たちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していくと考える。
- ② 現在の生徒たちは、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」とのかかわりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れることが必要である。
 - ・体験型環境学習・自然の中での宿泊体験・就業体験・福祉体験・伝統文化芸術体験
 - ・縦割り活動・地域行事への参加等

(5)コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ① 現在の生徒たちは、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていくことが必要になる。
- ② 生徒たちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。
- ③ ケンカ・摩擦・トラブルを自力で解決する「課題解決能力を育成」する。

(6)発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについて

発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性について理解を深めるとともに情報を共有しつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

(1)人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が心の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である人命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

① 帰国子女、外国人の生徒など海外とつながる生徒について

海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど海外とつながる生徒は、言語の問題や文化の違いで困難を抱えていることもあるので、学校全体で注意深く見守り、必要な配慮を行う。

② 性同一障害や性的指向・性自認について

教職員の正しい理解の促進や学校としての必要な対応について周知する。

③ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により非難している生徒について被災した生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分理解し、当該生徒に対するいじめを未然防止・早期発見に努める。

(2)道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

児童は、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

V いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気付く力を高めるためには

(1) 児童の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受けとめ、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢が大切である。

(2) 児童を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気付き、児童の些細な行動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきだと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。

《分類》

《抵触する可能性のある刑罰法規》

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……→脅迫、名誉毀損、侮辱
- イ 仲間外れ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……→暴行
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……→暴行、傷害
- オ 金品をたかられる ……→恐喝
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……→窃盗、器物破損
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……→強要、強制わいせつ
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……→名誉毀損、侮辱

3 早期発見の手立て

(1) 日々の観察 ～児童がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に気を配る。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。いじめ早期発見のためのチェックリストを活用した観察も大切である。

(2) 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、児童は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど、担任を中心に情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復に当たることが必要である。

(3) 日記の活用 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

必要に応じて気になる児童には日記を書かせたりし、担任と児童・保護者が日ごろから連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応していく。

(4) 教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常の生活の中での教職員の声かけ等、児童が日ごろから気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と児童の信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設けて、児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。

(5) アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じて随時実施することが必要である。年に2回以上（ホームルームなどを利用して）のアンケートを実施する。いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮をしていく。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

《年間指導計画》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議等	いじめ防止特別委員会の開催 (指導方針指導計画)	生徒指導推進委員会①		生徒指導推進委員会② いじめ防止特別委員会 (アンケート結果分析・情報交換)	いじめ防止特別委員会 (夏季休業開きの対策)	生徒指導推進委員会③
防止対策	リーフレット配布 家庭訪問	参観日 人権教室 情報モラル講習 生徒指導交流会①	児童会から朝会での働きかけ	参観日		
早期発見		早期発見チェックリスト	いじめアンケート 教育相談週間	保護者個人懇談	早期発見チェックリスト	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議等	いじめ防止特別委員会 (情報交換)	生徒指導推進委員会④ 生徒指導研修会(いじめ問題への対応、不登校傾向児童との関わり等)	いじめ防止特別委員会 (アンケート結果分析・情報交換)	いじめ防止特別委員会 (冬季休業開きの対策)	生徒指導推進委員会⑤	いじめ防止特別委員会 (まとめ・課題検討)
防止対策		生徒指導交流会②	参観日		参観日	
早期発見	早期発見チェックリスト	いじめアンケート	児童・保護者評価アンケート	早期発見チェックリスト		

※生徒指導推進委員会を定期的に開催

4 教職員のいじめに気付く力を高めるためには

児童が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめの側から「チクった」と言われていじめの対象になり、更にいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては教職員への不信感を生み、その後には情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

(1)本人からの訴えには

●心身の安全を保証する

日ごろから「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証していく。

●事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意します。

(2)周りの児童からの訴えには

- いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

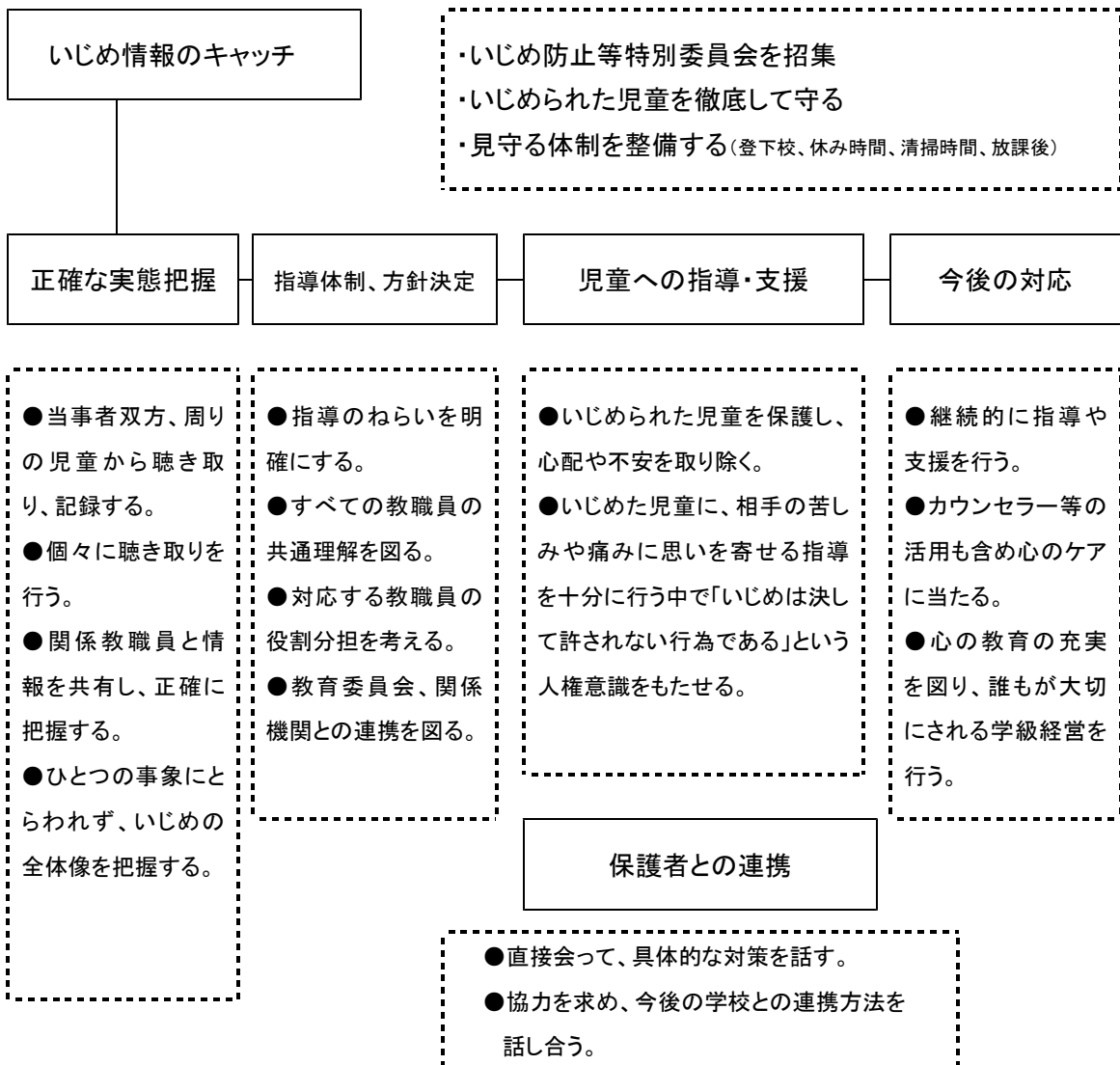
(3)保護者からの訴えには

- 保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日ごろから保護者との信頼関係を築くことが大切である。
- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日ごろから、児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について進んで連絡する。
- 児童の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

VI いじめへの早期対処

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに学級担任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をする。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う必要がある。
- 状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為をするに至った経過や心情などをいじめている児童生徒から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生徒指導担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

【把握すべき情報】

- ◆ 誰が誰をいじめているのか? ……………【加害者と被害者の確認】
- ◆ いつ、どこで起こったのか? ……………【時間と場所の確認】
- ◆ どんな内容のいじめか? どんな被害を受けたのか? ……………【内容】
- ◆ いじめのきっかけは何か? ……………【背景と要因】
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか? ……………【期間】

※児童の個人情報、その取扱いに十分注意すること

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた児童に対して

【児童に対して】

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ることを伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

【保護者に対して】

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2)いじめた児童に対して

【児童に対して】

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3)まわりの児童に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4)継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアに当たる。
- いじめの発見を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

Ⅶ 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日ごろから学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

1 地域、関係機関との連携

(1) 教育局、教育委員会

- 学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育局、教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

(2) 警察

- 学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署に相談し、連携して対応することが必要である。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

(3) PTAやその他地域の関係機関

- いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、健康福祉課、民生委員児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。
- PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める必要がある。

(4) 第三者委員会

- 解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関の臨床心理士などの専門家を交えて第三者委員会を開催して対策を協議し、早期の解決を目指す。
- 第三者委員会は教育委員会、民生委員児童委員、福祉課を基本とし、ケースに応じて、町スクールカウンセラー、警察等のメンバーで構成する。

2 出席停止・転学措置

児童に対しては、日ごろからきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ防止等特別委員会と生徒指導部が連携し、校長の判断で出席停止等の懲戒処分の措置を検討する必要がある。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童をいじめから守りぬくために、必要があれば、いじめた児童に対し転学や退学について弾力的に対応することと規定されている。

保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し、児童の将来を見据えた指導を行う。

【学校教育法第11条】

校長及び教員は、教育上必要があると認めたときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない。

【学校教育法施行規則第26条】

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては児童等の心身の発達に応じる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- ① 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。
- ② 前項の退学は、公立の小学校、中学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の号の一に該当する児童等に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱しその他学生又は生徒として本分に反した者。
- ③ 第2項の停学は学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことができない。

Ⅷ ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取組が大切である。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

・メール ・チェーンメール ・ライン ・ブログ ・学校裏サイト など

2 未然防止のために

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

(1) 保護者会で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- 児童のパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

3 情報モラル、児童に理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた指導を行います。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

〈児童たちの心理〉

- 匿名で書き込みができるなら…
- 自分だと分からなければ…
- 誰にも気付かれず、気付かれていないから…
- あの人がやっているなら…
- 動画共有サイトで目立ちたい…

4 早期発見・早期対応のためには

(1) ネット上の書き込みや画像への対応

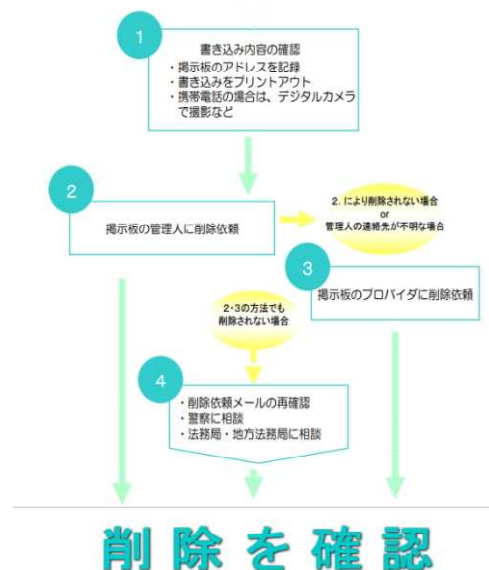
- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

【書き込み、画像の削除に向けて】

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。(ネットパトロールの実施)

〈指導のポイント〉

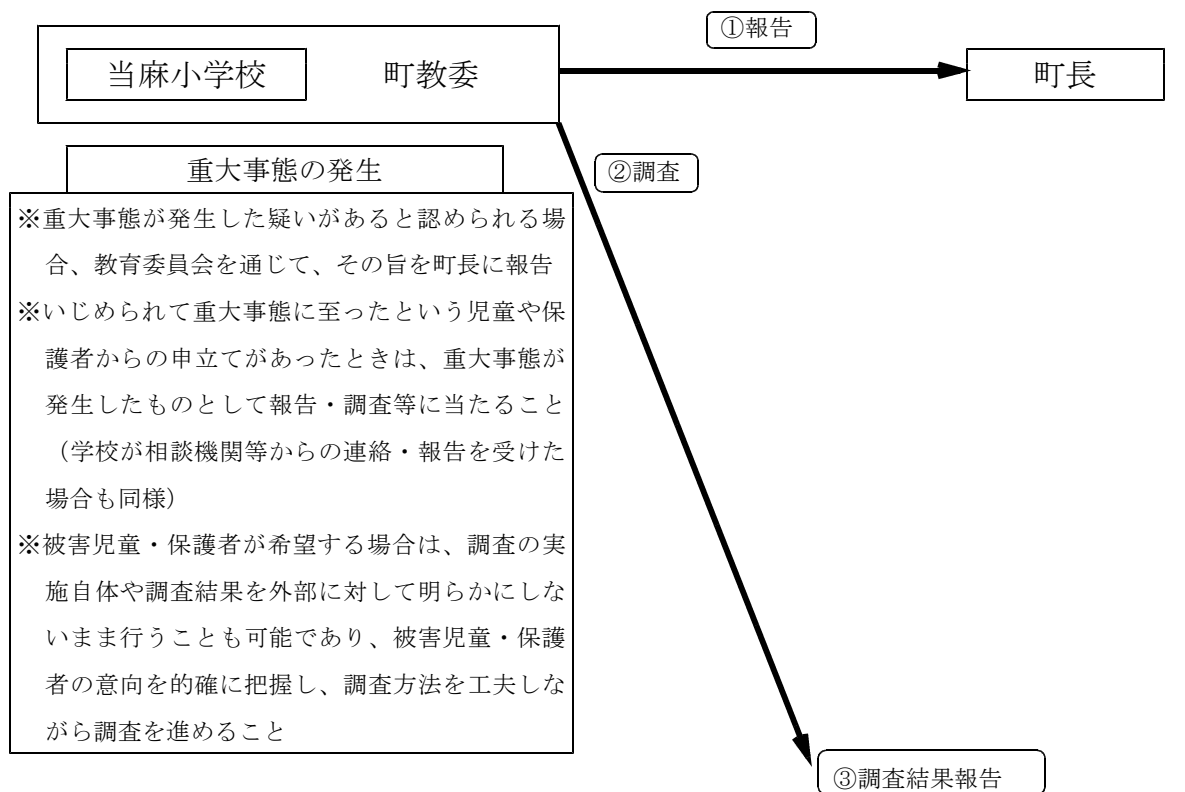
- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。



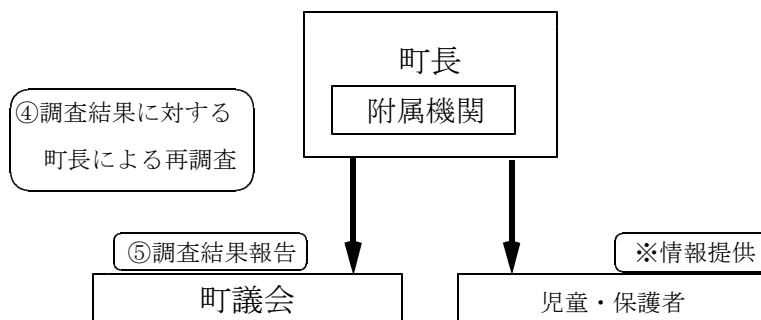
IX 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

(1) 町立学校における対処 ○ 重大事態の発生と調査



○ 町長による再調査



(2) その他

ア 重大事態とは (法第28条)

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・児童が自殺を企図した場合 (自殺を図った、自殺を図ろうとした場合)
- ・身体に重大な傷害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当する。

※2の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

- ・調査の主体を設置者又は学校とするかは、学校の設置者の判断による。
- ・附属機関の構成については、当該事案の関係者と利害関係のない者による。

イ 地方公共団体の長及び教育委員会は、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

X いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ防止等特別委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止等特別委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、いじめ防止等特別委員会を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。